

瀬戸市市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 2 2 年 3 月 2 6 日

瀬戸市長 増岡 錦也

瀬戸市条例第 1 0 号

瀬戸市市税条例の一部を改正する条例

瀬戸市市税条例（昭和 4 0 年瀬戸市条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正後  | 改正前  |
|--|--|
| 附 則<br>（法人税割の税率の特例）<br>第 7 条の 3 昭和 6 0 年 9 月 1 日から平成 2 7 年<br>8 月 3 1 日までの間に終了する各事業年度分の<br>法人税割及び同期間内における解散又は合併に<br>よる精算所得に対する法人税額に係る法人税割<br>の税率は、 <u>第 1 6 条</u> の規定にかかわらず、1 0<br>0 分の 1 4 . 7 とする。<br>2 から 6 まで <省略> | 附 則<br>（法人税割の税率の特例）<br>第 7 条の 3 昭和 6 0 年 9 月 1 日から平成 2 2 年<br>8 月 3 1 日までの間に終了する各事業年度分の<br>法人税割及び同期間内における解散又は合併に<br>よる精算所得に対する法人税額に係る法人税割<br>の税率は、 <u>第 1 7 条</u> の規定にかかわらず、1 0<br>0 分の 1 4 . 7 とする。<br>2 から 6 まで <省略> |

附 則

この条例は、平成 2 2 年 4 月 1 日から施行する。